

「2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス 仮設乗降場の検討及び詳細設計等業務委託」 公募要領

1. 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）開催期間中における来場者の安全かつ円滑な来場を実現するための具体的な方針として、2022年10月に「大阪・関西万博来場者輸送具体方針（アクションプラン）初版」（以下、「具体方針」という。）を公表しました。

この具体方針は、2021年7月に設置された「2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」において、来場者輸送の基本的な方針を定めた「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」を2022年6月に公表し、同基本方針にもとづき、より具体的な検討を行うとともに関係機関との協議を進め策定したものです。

本業務は、具体方針で示された3つの主要ルートのうち、JR桜島線（鉄道+シャトルバス）について、桜島駅におけるシャトルバスの仮設乗降場及びバス待ち滞留スペース等の整備に関し、各種協議を行うための検討及び詳細設計を行うことを目的とする。

2. 業務の名称

2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び詳細設計等業務委託

3. 業務の概要

「仕様書」のとおり

4. 委託上限額

42,614千円（税込）

5. スケジュール

2023年2月28日（火）	公募開始
2023年3月22日（水）	提案書類提出締め切り
2023年3月 下旬	評価委員会・プレゼンテーション
2023年4月 中旬	契約締結
2024年2月 中旬	業務終了（報告書提出）

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

（1）次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

- 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づき、「道路部門」、「都市計画及び地方計画」において国土交通大臣の登録を受けている者であること。
- (6) 2012年4月1日から2022年3月31日までの間（10年間）に、元請として完成・引渡が完了した次のすべての業務実績を有する者。ただし、すべてが同一契約内での実績でなくとも可とする。
 - ・シャトルバスの検討に係る業務
 - ・バスターミナルの検討・設計に係る業務なお、下記（8）の共同企業体の場合は一の構成員において当該の実績（共同企業体としての実績を含む）があれば可とする。
- (7) 以下のいずれかの資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として配置できるものであること。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
 - ① 技術士（建設部門または総合技術監理部門（建設部門の選択科目に限る））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ② シビルコンサルティングマネージャー[RCCM]（登録部門が「道路部門」に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ③ 建設コンサルタント登録規程により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「道路部門」に限る）
- (8) 共同企業体に係る事項
 - ① 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
 - ② 構成員の技術的要件
構成員はその分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表となる企業は管理技術者1名を配置するものとする。
 - ③ 代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

7. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2023年2月28日（火）から3月22日（水）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

ウ 提案書受付期間

2023年3月15日（水）10時から2023年3月22日（水）17時まで

エ 応募書類の提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送により提出すること。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による提出は不可とする。

※2023年3月22日（水）までの消印があるものを有効とする。また、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メール（送信先：kotsu@expo2025.or.jp）で応募した旨を送信すること。

※送付先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局 交通部 輸送企画課
（担当：濱田）

※住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎44階

※電話番号：06-6625-8675

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書（様式1：原本1部）
- イ 応募金額提案書（様式2：原本1部、副本10部）
- ウ 企画提案書等（様式自由：原本1部、副本10部）
- エ 業務実績申告書（様式3：原本1部、副本10部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式4：原本1部）
- カ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式5：Excel形式）
- キ 共同企業体で参加の場合
 - ①共同企業体届出書（様式6：原本1部）
 - ②共同企業体協定書（写し）（様式7：原本1部）

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
- ケ ①法人登記簿謄本（1部）
 - ・ 法人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 準禁治産者（被保佐人と同じ）破産者でないことが分かるもの。
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
- コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- シ 使用印鑑届（様式8：原本1部）
- ス 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9：原本）
- セ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10：原本）
- ソ 配置技術者調書（様式11）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例> 「2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び
詳細設計等業務委託」
提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない。

（協会が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

2023年2月28日（火）から2023年3月7日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kotsu@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※ 「件名」の始めに「【質問】「2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び詳細設計等業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」（様式12）に記載して添付すること。

※ 口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで ※12時から13時の間を除く）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び詳細設計業務委託公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

10. プレゼンテーションの実施

応募者にはプレゼンテーションに関する案内を通知する。

応募者によるプレゼンテーションを行い、評価委員会委員による質疑を実施する。プレゼンテーション時間は15分、質疑応答時間は10分を予定している。

- ① 時期：2023年3月下旬
- ② 場所：事前案内通知時に決定
- ③ 時間：事前案内通知時に決定
- ④ 評価者：2025年日本国際博覧会桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び詳細設計等業務評価委員会 委員
- ⑤ 内容：業務実施方針について
- ⑥ 参加者：本業務における管理技術者及び主任技術者最大3名まで
- ⑦ 企画提案書等及びプレゼンテーションにおける説明、質問に対する回答内容は受託者が本業務において着実に履行するものとする。

11. 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

イ 審査は、書類審査を行い、その中で優秀と審査された提案について、プレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査の開催方法（対面形式、オンライン）は事前案内通知時に決定する。

プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者実績	○過去10年間に以下の内容に関する同種業務の実績があるか ・シャトルバスの検討に関する業務 ・バスターミナルの検討に関する業務	5点
業務実施体制	○管理技術者及び担当者の主な実績 ○業務推進方針（各業務に対する取り組み）	5点

「実施方針・取組体制・スケジュール」等の提案	○業務の実施方針、取組体制、スケジュール、特に重視する設計上の配慮、その他の業務上の配慮事項の提案を求める。	10点
提供すべきサービスの提案	○JR 桜島線との連携による乗り換えの円滑化、利便性向上の考え方とイメージの提案 ○バス乗降場運営上、必要となるサービス内容の考え方と運営のあり方	10点
道路渋滞及びバス待ち滞留列の検討	○桜島駅前の横断歩道信号現示の調整による渋滞等、道路交通への影響の検討における課題認識・着眼点が具体的に示されているか。 ○JR 桜島線からの利用者の流動及び、シャトルバスの運行状況、同駅周辺のホテル等利用者の流動、桜島駅前の横断歩道信号現示の調整等を考慮したバス待ち滞留列の検討（並び方や必要となるスペースなど）における課題認識・着眼点が具体的に示されているか。 ○バス待ち滞留列の検討における雑踏などの安全対策について、課題認識・着眼点が具体的に示されているか。 ○提案内容は、過去の実績等に基づく実現可能性のあるものか。	25点
仮設乗降場の詳細設計	○施設の設置スペースにおけるバス走行ルートや乗降場、待合スペース等の適切な配置について、課題認識・着眼点が具体的に示されているか。 ○万博開催期間中の仮設乗降場であることを踏まえ、コスト面や環境面に配慮した合理的な設計について、課題認識・着眼点が具体的に示されているか。	25点
業務の理解度	○プレゼンテーションによる説明力、取組意欲 ○業務実施手順（ステップ）の計画性	10点
価格点	○価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び詳細設計業務委託の企画提案公募について】において公表する。[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。(詳細はこちら (<https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/>))
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式9)を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式10)を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)

- (3) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。
ただし、採用者が協力の支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

14. その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領及び仕様書を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。）等を遵守すること。